

里帰りや入院などの理由で埼玉県外の医療機関等で予防接種を受ける場合の手続き

特別な事情等で、契約医療機関で接種を受けられない場合、帰省先や入院先などの医療機関で接種を受けた費用について、市規定の範囲内で補助金を交付します。接種する前に朝霞市健康づくり課（保健センター）への事前申請が必要です。

1. 申請の事前準備

接種を希望する医療機関へ連絡し、以下について確認してください。

- ① 予防接種の依頼を受けることが可能か。
- ② 依頼書のあて先は市町村長か、医療機関か。
- ③ 接種費用は自己負担可能かどうか。

2. 予防接種依頼書の申請書の提出

＜朝霞市に提出するもの＞

□ 予防接種依頼書の申請書

（朝霞市ホームページからダウンロード、または窓口や郵送等でのお渡しも可能です。）

3. 予防接種依頼書の受け取り

朝霞市より郵送いたします。

※予防接種依頼書の申請書をご提出いただいてから約2週間程度かかります。

4. 予防接種の実施

＜持ち物＞

- ・ 予防接種依頼書
- ・ 母子手帳
- ・ 朝霞市の予診票
- ・ 予防接種費用

※注意点※

接種後、領収証と予診票の写しを
医療機関より必ず受け取って
ください。

5. 朝霞市定期予防接種費補助金交付申請書の提出

＜朝霞市に提出するもの＞

- 朝霞市定期予防接種費補助金交付申請書
- 領収証（原本）※領収証に予防接種ごとの料金記載がない場合は明細書も必要
- 予診票（原本又は写し）
- 母子手帳「予防接種の記録」のページの写し
- 本人（申請者）確認のできるもの（マイナンバーカードや運転免許証等の写し）
- 振込先口座が分かるもの（郵送の場合は通帳等の表のコピー）
- 委任状（申請者と口座名義人が違う場合に必要）

申請期限は

接種日から1年以内です

6. 補助金の振込

申請から約2か月程度で振込先口座に入金されます。

～ご不明な点がございましたらお問い合わせください～

＜問い合わせ先＞

〒351-0011 朝霞市本町1-7-3

朝霞市健康づくり課（保健センター内）予防係

TEL 048-423-4360